

令和８年７月１０日に公表した、「（様式１－２－４）さいたま市新庁舎整備特定建設工事共同企業体協定書（建築工事）【共同実施方式】」の記載事項の一部について訂正がありましたので、訂正箇所を以下に示します。

頁	訂正前	訂正後
第１９条 (代表者の変更)	記載なし	代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。